

紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領

第1. 目的

知事は、住宅産業の振興及び林業・木材産業の活性化を図るため、大工、建築士、工務店等（以下「建築事業者」という。）のうち本要領に掲げる要件を満たしたものを紀州材の家づくり協力店（以下「協力店」という。）として登録することにより、紀州材を活用した木造住宅の普及と地域の木材利用の拡大を促進するものとし、その実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2. 定義

各用語の定義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- ① 紀州材 県内の森林で生産され、県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により紀州材と認証されるもの等をいう。
- ② 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部が木造である住宅をいう。
- ③ 紀州材の家 木造住宅の構造材又は内外装材等に、紀州材を使用したものをいう。
- ④ 製材業者等 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年3月30日条例第14号）の規定により、登録を受けた木材業者、製材業者及びチップ業者をいう。

第3. 協力店の登録

- (1) 紀州材の家を積極的に供給しようとする建築事業者は、協力店として登録を受けることができる。
- (2) (1)の登録を受けようとする建築事業者（以下「申請者」という。）は、協力店登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - ① 紀州材の家づくり建築計画書（別記第2号様式）
 - ② 紀州材の家の施工実績を確認できる書類の写し（施工実績を有する場合に限る。）
 - ③ 協力店登録推薦書（施工実績を有しない場合に限る。）（別記第3号様式）
 - ④ 役員名簿（法人の場合に限る。）（別記第4号様式）
 - ⑤ 法人登記事項証明書又は住民票
 - ⑥ 県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
 - ⑦ その他、知事が必要と認める書類
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者又は和歌山県建設工事入札参加資格を有する者は、(2)④から(2)⑥までの書類の提出を省略することができる。

第4. 登録の要件等

- (1) 申請者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ① 和歌山県内に事務所若しくは営業所等を有する建築事業者又は別表1に掲げる事業の実績を有する建築事業者であること。
 - ② 建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令を遵守していること。
 - ③ 紀州材の家づくりを行う建築計画を有すること。
ただし、紀州材の家づくりを行う建築計画とは、申請者が元請（建築主と直接契約することをいう。以下において同じ。）となり紀州材の家を建築する計画とする。
 - ④ 紀州材の家の継続的な建設を行うことができる体制及び能力を有する建築事業者のうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア. 別表2に掲げる事業に申請された住宅の施工実績を有する者

なお、施工実績とは、申請者が元請となり、直近の1年間で当該住宅を1棟以上施工し、又は直近の3年間で当該住宅を3棟以上施工した実績のことをいう。

イ. 紀州材の供給元となる製材業者等又は和歌山県木材協同組合連合会から協力店登録推薦書（別記第3号様式）を受けた者

ただし、推薦者となりうる製材業者等は、紀州材の商取引等において主体的に関与している者に限る。

(2) (1)の要件を満たしているかにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 第12により登録を取り消された者のうち、当該取消しを受けてから1年を経過していないもの
- ③ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者
- ④ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者
- ⑤ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
- ⑥ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、不当に利用するなどしていると認められる者
- ⑩ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者
- ⑪ 県税、消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 知事は、(1)及び(2)に関する事実について、関係機関等に必要な照会等を行うことができる。

第5. 登録証の交付

- (1) 知事は、第3に掲げる申請書を受理したときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認めたときは、協力店として登録を行うものとする。
- (2) 知事は、(1)の登録を行う場合には、協力店として登録された建築事業者（以下「登録事業者」という。）に対し協力店登録証（別記第5号様式）を交付するとともに、登録簿（別記第6号様式）に必要な事項を搭載するものとする。
- (3) 知事は、(2)に掲げる登録簿（別記第6号様式）を県のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第6. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から2年を経過した日以後最初の6月30日までとする。

第7. 登録の更新

- (1) 登録事業者は、登録の更新を受けることができるものとする。

(2) 登録の更新に係る申請時の提出書類、登録要件等及び登録証の交付については、第3から第5までの例による。

ただし、登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了前60日から30日までの間に、その申請をしなければならない。

第8. 登録事業者の責務

(1) 登録事業者は、次に掲げる活動に取り組まなければならない。

- ① 紀州材の家づくり計画書（別記第2号様式）に基づき、紀州材の家を供給すること。
- ② 紀州材に関する知識、理解を深めること。
- ③ 協力店の名称及びマーク等を有効に活用し、紀州材及び紀州材の家の普及啓発に努めること。
- ④ 紀州材の家建築実績報告書（別記第7号様式）を当該年度の翌年度の5月末日までに、知事に提出すること。

(2) 登録事業者は、本要領及び紀州材認証システム実施要綱並びに関係規定を遵守しなければならない。

(3) 登録事業者は、登録工務店である旨を表示して営業活動等を行うに当たっては、知事の指示する表示方法に従わなければならない。

(4) 登録事業者は、紀州材及び紀州材の家の信用を損なうことのないようにしなければならない。

(5) 登録事業者は、自らが実施した取組に関する事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合、自らの責任においてそれに対処しなければならない。

第9. 県の責務等

(1) 知事は、登録事業者の登録簿を整備し、広く公開するものとする。

(2) 知事は、登録事業者に対し活動に必要な情報等を提供するとともに、紀州材及び紀州材の家の普及啓発に努めるものとする。

(3) 知事は、事故等について、一切の責任を負わないものとする。

第10. 登録の変更

(1) 登録事業者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに協力店変更届出書（別記第8号様式）に知事が必要と認める書類を添えて知事に届け出なければならない。

- ① 氏名若しくは名称又は法人にあっては、その代表者が変更となったとき
- ② 住所若しくは所在地又は連絡先が変更となったとき

(2) 知事は、(1)による届け出があったときは、登録事業者に対し、協力店登録証の変更交付、登録簿の変更、その他必要な措置を行うものとする。

第11. 協力店登録証の再交付

(1) 登録事業者は、協力店登録証を汚損し又は紛失したことにより、協力店登録証の再交付を受けようとするときは、協力店登録証再交付申請書（別記第9号様式）を知事へ提出しなければならない。

(2) 登録事業者は、協力店登録証の汚損により再交付を受けようとするときは、汚損した協力店登録証を知事に返納しなければならない。

(3) 協力店登録証を紛失したことにより再交付を受けようとするときは、紛失した協力店登録証が発見された時点で、速やかに知事に返納しなければならない。

(4) 知事は、(1)による申請があったときは、新たに交付する協力店登録証にその旨を付

記するものとする。

第12. 登録の取消

- (1) 知事は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。
 - ① 取消の申し出があったとき。
 - ② 廃業又は解散等により建築事業に取り組まなくなったとき。
 - ③ 偽りその他不正な手段による登録が判明したとき。
 - ④ 第8に掲げる責務及び遵守事項に反したとき。
 - ⑤ 県民に不利益を与える等の不当行為、紀州材及び紀州材の家の信用を著しく失墜させる行為その他協力店として不適当と認められる事由が判明したとき。
- (2) 知事は、(1)③から(1)⑤までにより登録を取り消したときは、当該協力店あて協力店登録取消通知書（別記第10号様式）により登録の取り消しについて通知するとともに、その旨を県のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。
- (3) 登録を取り消された者は、すでに交付を受けた協力店登録証を知事に返納しなければならない。
- (4) (1)③から(1)⑤までにより登録を取り消された者は、登録を取り消された日の翌日から起算して1年の間、第3の申請を行うことができない。

第13. 所掌

この要領に関する事務は、各振興局農林水産振興部林務課において行うものとする。

ただし、第5(3)及び第12(2)に掲げる県のホームページへの掲載については農林水産部森林林業局林業振興課において行うものとする。

第14. 雑則

この要領に定めるもののほか、紀州材の家づくり協力店登録制度の運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月 3日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表 1

事業名	要件
県外大規模店舗等での家づくり相談会事業	実行委員会構成員であること
わかやま木の家コンテスト	応募作品の関係者であること
紀州材ベストユーザー賞	受賞者であること

別表 2

該当年度	事業名
平成 25 年度以降	紀州材で建てる地域住宅支援事業

参考：「紀州材の家づくり協力店」マーク



紀州材の家づくり協力店登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)
所在地又は住所
事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)

紀州材の家づくり協力店として登録を受けたいので、紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領第3に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)	(フリガナ)
所在地又は住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
HPアドレス	
事務担当者名	役職 氏名
登録番号・許可番号	

※ 「登録番号又は許可番号」欄には、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加登録番号、又は和歌山県建設工事等契約に係る入札参加許可番号を記載すること。

紀州材の家づくり建築計画書

1. 直近 3 年間の関係法令の違反歴

関係法令の違反歴（過去 3 年間）	有 ・ 無
-------------------	-------

※ 関係法令とは、建築基準法、建設業法及び建築士法等を指す。

2. 要領別表 1 に掲げる事業の実績

事業実績（過去 3 年間）	有 ・ 無
---------------	-------

3. 要領別表 2 に掲げる事業に申請された住宅の施工実績

年 度	年	年	年
実 績	棟	棟	棟

※ 1 施工実績を有する場合は、その実績を確認できる書類の写しを添付すること。

※ 2 施工実績を有しない場合は、協力店登録推薦書（別記第 3 号様式）を添付すること。

4. 紀州材の家の供給体制の内容

住宅性能の評価方法	
構造計算の実施方法	
省エネルギー基準への対応方法	
紀州材の調達方法	
消費者に対する紀州材の家の情報提供方法	
その他自社独自の取り組み	

※ 1 紀州材の家をどのように提供し又は提供する計画であるかについて記載すること。

※ 2 「紀州材の調達方法」欄には、商取引等において具体的に関与している製材業者等の名称等を記載すること。

※ 3 欄に書ききれない場合は、別紙を添付し記載すること。なお、その際は 上記の欄に「別紙のとおり」と記載すること。

5. 紀州材の家の建築計画

区 分		現 状	1 年目	2 年目	3 年目	計画合計
年間住宅建築棟数(A)		棟	棟	棟	棟	棟
(A)のうち木造住宅建築棟数(B)		棟	棟	棟	棟	棟
(B)のうち紀州材の家建築棟数		棟	棟	棟	棟	棟
年間紀州材使用量 計		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
内 訳	構造材	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	内装材	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	木製建具等	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

※ 年間住宅建築棟数(A)欄には、木造住宅及び非木造住宅の合計棟数を記載すること。

紀州材の家づくり協力店登録推薦書

年 月 日

和歌山県知事 様

(推薦者)
所在地又は住所
事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)

登録番号
電話番号

下記の者は、紀州材を活用した木造住宅の建築計画を有していることから、紀州材の家づくり協力店として適当と認められるので、推薦します。

記

事業者名 (法人名及び代表者名又は氏名)	所在地又は住所

※ 「推薦者登録番号」には、和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年3月30日条例第14号）の規定により登録を受けている登録番号を記載すること。

別記第4号様式

(申請者)
所在地又は住所

事業者名(法人名及び代表者名又は氏名)

役員名簿

氏名		生年月日				性別	役職	左記の者の住所
フリガナ	漢字	元号	年	月	日			

※ 書き切れない場合は、適宜行を追加すること。

登録番号
有効期限

— 第 号
年 月 日



紀州材の家づくり協力店 登録証

登録事業者名称

所在地又は住所

上記事業者を「紀州材の家づくり協力店」として登録します。

年 月 日

和歌山県知事 岸本周平 印

紀州材の家建築実績報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地又は住所

事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領第8（1）④に基づき、次のとおり報告します。

記

1. 紀州材の家づくり協力店登録番号等

登録番号 ー 第 号
有効期限 年 月 日

2. 年度建築実績

No.	建築場所 (市町村名)	建築完了日	紀州材使用量 (m ³)	紀州材の 入手先	備考

※ 書き切れない場合は、適宜行を追加すること。

3. 年度紀州材普及啓発実績

実施期間	実施方法

※1 書き切れない場合は、適宜行を追加すること。

※2 実施方法欄には、完成見学会の開催や「紀州材の家づくり協力店」マークを活用した啓発活動等実施した活動内容を具体的に記載すること。

※3 可能な範囲で活動内容が分かる写真等の資料を添付すること。

紀州材の家づくり協力店変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地又は住所

事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領第10（1）に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1. 紀州材の家づくり協力店登録番号等

登録番号 一 第 号
有効期限 年 月 日

2. 変更の内容

変更前	
変更後	
変更の理由	

3. 変更年月日

年 月 日

紀州材の家づくり協力店登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地又は住所

事業者名（法人名及び代表者名又は氏名）

年 月 日付け 第 号で交付を受けた、紀州材の家づくり協力店登録証の再交付を受けたいので、紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領第11（1）に基づき、申請します。

記

1. 紀州材の家づくり協力店登録番号等

登録番号 第 号
有効期限 年 月 日

2. 再交付を申請する理由

紀州材の家づくり協力店登録取消通知書

第 年 月 日 号

登録事業者様

和歌山県知事

印

紀州材の家づくり協力店登録制度実施要領第12(2)に基づき、次のとおり紀州材の家づくり協力店の登録を取り消したので通知します。

記

1. 紀州材の家づくり協力店登録証記載事項

登録事業者名称	
所在地又は住所	
登録番号	— 第 号
有効期限	年 月 日

2. 取消の理由

※ 登録を取り消された事実は、県のホームページへの掲載その他の方法により公表します。